公　示　送　達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による東播都市計画事業大久保駅前土地区画整理事業（第１工区・第２工区）の別表に記載する者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により当該通知の送付に代えてその内容を下記のとおり公告する。

平成23年３月31日

東播都市計画事業大久保駅前土地区画整理事業
施行者　明石市　代表者　明石市長　北口　寛人

記

書類の送付先を確知できず、書類の送付を受けるべき者

（氏　名）	（住　所）	
海静寺	明石市川端通二丁目	（第１工区）
栗熊猪之助		（第１工区）
佐藤菊太郎		（第１工区）
水田時治郎	明石市大久保町大窪581番地	（第１工区）
高橋　誠一	加古川市平岡町新在家284番地の１	（第１工区）
尾西　照子	明石市大久保町大窪278番地の１	（第１工区）
日髙　　崇	明石市大久保町大窪283番地の３ デュオプレステージ大久保駅前505号	（第１工区）
白濱　國廣	明石市大久保町大窪295番地の22	（第２工区）

通知の内容（別表）

氏　名	従前の土地				換地処分後の土地				清算金	摘要
	明石市				明石市					
	町名又は字名	地番	地目	地積（㎡）	町名	地番	地目	地積（㎡）		
海静寺	大久保町福田字上谷田	136－３	田	29					交付清算金	土地区画整理法第95条第６項により金銭清算同法第104条第１項により消滅
栗熊猪之助	大久保町大窪字角田	303－２	田	13					交付清算金	
佐藤菊太郎	大久保町福田字上谷田	137－８	田	95					交付清算金	
水田時治郎	大久保町大窪字角田	302－２	田	16					交付清算金	
高橋　誠一	大久保町大窪字角田	299－７	宅地	51.77	大久保町駅前２丁目	８－16	宅地	51.80	清算金無し	
尾西　照子	大久保町大窪字田上	278－１	宅地	484.46	大久保町駅前２丁目	２－３	宅地	441.64	徴収清算金	
	大久保町大窪字田上	278－４	宅地	17.25						
	大久保町大窪字田上	279－１	宅地	557.00	大久保町駅前２丁目	２－４	宅地	492.41	徴収清算金	
	大久保町大窪字田上	280－１	宅地	414.22	大久保町駅前１丁目	18－17	宅地	583.68	徴収清算金	
	大久保町大窪字田上	280－６	宅地	321.29						
	大久保町大窪字田上	280－３	宅地	302.36	大久保町駅前１丁目	18－16	宅地	254.42	清算金無し	
日髙　　崇	大久保町大窪字田上	283－３	宅地	684.26	大久保町駅前２丁目	２－５	宅地	607.18	清算金無し	
	大久保町大窪字田上	283－４	宅地	317.97	大久保町駅前２丁目	２－６	宅地	279.36	清算金無し	
	大久保町大窪字田上	287－２	宅地	418.96	大久保町駅前２丁目	２－７	宅地	311.25	清算金無し	
白濱　國廣	大久保町大窪字角田	295－22	宅地	44.93	大久保町駅前２丁目	10－12	宅地	73.21	清算金無し	
	大久保町大窪字角田	295－25	宅地	7.78						
	大久保町大窪字角田	295－26	宅地	20.65						
白濱　國廣外１名	大久保町大窪字角田	295－29	宅地	6.94	大久保町駅前２丁目	10－14	宅地	6.87	清算金無し	
白濱　國廣外２名	大久保町大窪字角田	295－15	宅地	73.87	大久保町駅前２丁目	10－15	宅地	77.22	清算金無し	

教示

１　この通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に兵庫県知事に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）

２　この通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日から６箇月以内に明石市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から６箇月以内に明石市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。